

平成28年（行ウ）第49号，同第134号，同157号

高浜原子力発電所1号機及び2号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

原告 河田昌東外110名

被告 国

準備書面（32）の要旨陳述

2018（平成30）年10月18日

名古屋地方裁判所 民事9部A2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 北村 栄 ほか

第1 はじめに

我が国の原子力政策の基本法である原子力基本法には、福島第一原発事故後、第2条（基本方針）に第2項が新たに設けられ、「前項の安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行うものとする。」と定められました。

更に、これを受けて原子炉等規制法第1条は、原基法の精神にのっとることを明示するとともに、「公共の安全」だけでなく、「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資すること」をも目的としました。

従って、基準の合理性の判断においては、確立された国際的な基準と比較して基準が国民の生命・健康・財産の保護、ひいては環境の保全の観点から合理的なものといえるかを検討する必要があります。

本書面では、佐藤氏による意見書（甲 E 3 0）において指摘された論点毎に、米国の基準や国際原子力機関（I A E A）の基準と比較しながら日本における基準の不合理性について述べます。

第 2 運転延長制度全体に関する不合理性

1 米国

米国においては、安全審査を合理的に行うため、事業者のスコーピング・スクリーニング*（評価対象の構造物，系統，機器の漏れがないかをチェックするプロセス），AMP（経年劣化管理計画），TLAA（時間を限定した劣化解析）という3つのプロセスにおける手法が統一されています。

これらのプロセスにおいては、GALLレポートが極めて重要な役割を担っています。

GALLレポートとは、NRC（米国原子力規制委員会）が事業者の便宜と自らの審査業務の合理化のため、原子力発電施設の経年劣化の研究から得られた膨大な成果や、産業界から提供された知見をベースに作成したものです。GALLレポートがないと、スコーピング・スクリーニングやAMP，TLAAの手法も事業者毎ばらばらとなり、安全審査に膨大な時間が費やされてしまいます。

また、IAEAによる安全評価でも、こういった3本立て（スコーピング・スクリーニング，AMP，TLAA）での審査が行われています。更に、IAEAでは旧態化対策（Obsolescence Management）に言及されていることが特徴的です。ここでの旧態化対策とは、経年によるハード的な劣化に加え、技術，人材，知見の伝承など、ソフトの分野に対しても目を向けた審査も行われています。

2 日本

- (1) 日本においては、日本原子力学会がまとめた P L M 基準が、一応米国の G A L L レポートに相当するものとして指摘することはできません。しかし、これらの中では、スコーピング・スクリーニングによってどのような機器・構造物が選ばれたのか、選ばれた機器・構造物の個々に対し、具体的にどのような A M P や T L A A が適用されているのかが述べられてはいません。

分量としても、G A L L レポートが 8 6 7 ページであるのに対し、最新の 2 0 1 5 年版の P L M 基準でも 1 4 0 ページ、2 0 1 6 年追補版が 2 9 ページしかなく、十分な範囲を網羅しているものとはいえません。

- (2) 原子力規制委員会によって制定された運転延長ガイド及び運転延長審査基準も、詳細は準備書面に譲りますが、内容が不完全です。

3 基準の違法性

- (1) 安規定変更認可

結果として経年劣化評価においては細部の解釈と運用を事業者に放任することになってしまっているのが現状です。事業者の高経年化技術評価書も軽薄で、個別の機器に対する対策など詳細が分からない結果となってしまっています（甲 E 3 0 ・ 1 0 1 ページ）。米国における G A L L レポートに相当するような膨大に集積された事例を利用した審査がなされるべきです。

また、国際的に確立された基準たる I A E A の基準を踏まえれば、経年によるハード的な劣化に加え、技術、人材、知見の伝承など、ソフトの分野に対しても目を向けた審査も行われるべきです。

従って、そのような具体的な規定がなく、従前通り電力事業者の自主性に任せるような制度となっていることを許している同規則は、法の委任の範囲を逸脱した違法なものというべきです。

(3) 運転延長認可

運転延長認可申請においては、これにあたって特に点検が求められる「特別点検」の項目が極めて限定されており、各項目について「要求事項」が求められている項目も限られています。このため、運転延長認可にあたって具体的に定量的な数値基準が要求される項目は極めて限定されています。

このような状況について、佐藤意見書では、「日本においては、…後発で運転期間延長認可（認可更新）の制度を設けたことで、認可更新に係わる審査の中身が網羅的ではなくサンプル的で、手続きの存在がセレモニー的になっている」と指摘がされています。

網羅的な劣化状況の審査を規定せず、ごく限られた項目の点検及び評価を予定する「実用発電用原子炉の運転期間延長認可申請に係る運用ガイド」及び「実用発電用原子炉の運転の期間の延長の審査基準」は不合理であって、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」113条・114条に反する違法なものというべきです。

第3 国際的な基準たる米国の基準に比較して、必要な個別的規定を欠くことによる不合理性

1 申請書の提出時期・審査期間に関する不合理性

(1) 米国

米国では、20年前から申請書の提出を受付け、「タイムリーな申請」を5年前までの提出としています。審査期間としても、公聴会の開催がない場合で22ヵ月、ある場合で30ヵ月を目安としています（甲E30・42ページ）。

(2) 日本

日本においては、認可更新における申請書の提出時期に関して「当

該期間の満了前一年以上一年三月以内」と規定されています。

2 現地検査の不存在

(1) 米国

安全審査における重要な3本柱は、①スコーピング・スクリーニング、②AMP、③TLAAであり、このうち①スコーピング・スクリーニングに関して欠落があった場合には、そもそも審査が行われる機会が失われてしまいます。

そこで米国においては、審査の申請があつてからの初期段階で、まずはNRC検査官のチームによる念入りな現地検査（これは、各原子力発電所を訪問しての各種文書の確認の他、施設内の視察（ウォークダウン）も含まれる。）が実施され、スコーピング・スクリーニングに欠落がないことを確認するプロセスが、全体のタイム・スケジュールの中に盛り込まれている。また、そのような検査の手順が、IP 71002として制定されています。

規制活動における検査の位置付けは、審査と並び補完する重要なものであり、米国ではこのような検査制度が確立されています（甲E30・42ページ）。

(2) 日本

これに対し、認可更新に対する日本における安全評価は、基本的には書類審査のみで、以上のような米国の検査制度に相当するものが確立されていません（甲E30・42ページ）。

3 トレンド監視の不存在

(1) 米国

米国では、各事故・事象の発生頻度等の統計分析を踏まえた監視及び公表（トレンド監視）を行っています。これは、事業者によるAMPの運用が期待した成果に結びついているかどうかを客観的、

マクロ的に確認する方法として有益です（甲 E 3 0 ・ 4 3 ページ）。

(2) 日本

これに対し日本では，米国のような監視と公表は行われていません。

4 公衆意見に関する不合理性

(1) 米国

原子力発電所の認可更新は，地元の住民をはじめ，多くの人々の生活に影響を与える手続きであるため，米国では，規制者が承認するまでの過程の要所要所において，規制者による説明会（パブリック・ミーティング）や，公衆が規制者に対して意見を提示する機会（公聴会，パブリック・コメント）が与えられています。

このような公衆意見の聴取及び許認可への反映は，日本においても環境影響評価法などで規定されている手法であり，国際的には確立した手法といえます。

(2) 日本

日本の原子力規制においては，そのような意見聴取の機会が公衆に対して開かれず，公衆意見が尊重されていません（甲 E 3 0 ・ 4 3 ページ）。

5 環境審査の不存在

(1) 米国

米国においては，認可更新の機会に行う環境審査は，安全審査と並ぶ重要な手続きと位置付けられています。

認可更新の審査業務は，様々な専門分野の N R C 職員と委託機関の専門家により行われます。このうち安全審査では安全評価報告書，環境審査では個々のプラントの環境評価報告書（一般環境評価報告書の補足版）が作成されます。

(2) 日本

これに対し、日本の運転延長認可においては、環境審査と安全審査の二本立てになっておらず、国際的な慣行に反しています。

特に、福島のような事故が起こってしまった場合にどのような影響があるのか評価がなされていないのです。

6 基準の違法性

- (1) 以上を、国際的な基準たる米国の基準を踏まえれば、法は国民の生命・健康等を保護するため、次のことがいえます。

まず、申請書の提出時期・審査期間については、審査期間がわずか1年程度ではなく、更に慎重に十分な審査期間を確保すべきです。

運転延長認可に関する審査においては書類審査のみならず施設内の視察（ウォークダウン）も実施することを予定しているというべきです。

保安規定変更認可及び運転延長認可に関する審査においては、トレンド監視の実施を予定しているというべきです。

公衆意見の聴取についても、十分な機会を予定しているというべきです。

これらの規定を置かない各規則は、法の委任の範囲を逸脱した違法なものというべきです。

- (2) 環境審査が不存在であることについては、特に、次のことがいえます。福島原発後の平成24年6月に改正された環境基本法では、放射性物質による環境汚染に関しても環境基本法の適用があるものとされました。このことから、原子炉等規制法は、環境審査を行うことを当然に予定しているというべきであり、設置変更許可や工事計画認可、保安規定変更認可、運転延長認可、いずれの処分においても環境審査の規定を置かない規則は法の委任の範囲を逸脱した違法なものという

べきです。

また、福島原発事故の経験、それを踏まえて原子力関連法が改正されたことからすれば、法は、国民の生命・健康や財産、環境を保護するため、事故時の影響評価（長期的、広域的な影響の予測）も当然に予定しているというべきであり、これを予測する規定を置かない規則は法の委任の範囲を逸脱した違法なものというべきです。

以上